

【別添1】

事務連絡
令和2年6月19日

建設業者団体の長 宛て

国土交通省土地・建設産業局 建設業課長
建設市場整備課長

令和2年度第2次補正予算を踏まえた建設業者向けの支援策について

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けて、建設業においては、「3つの密」対策等に取り組んでいただいているところです。

引き続き、困難な状況にある国民・事業者の方々をしっかりと支え、雇用と事業と生活を守り抜くとともに、次なる流行のおそれに万全の備えを固めていく観点から、令和2年度1次補正予算を強化するため、財政支出約73兆円、事業規模約117兆円の令和2年度第2次補正予算が令和2年6月12日に成立いたしました。

本年5月1日に、令和2年度第1次補正予算に係る建設業者向けの支援策一覧及び各支援策の概要を送付したところですが、今般の令和2年度第2次補正予算の成立を踏まえ、建設業者向けの支援策一覧及び各支援策の概要を別紙1のとおり、特に雇用調整助成金及び持続化給付金の活用について別紙の2のとおりまとめております。雇用調整助成金については、中小企業の助成率の上限が10/10に引き上げられ、対応期間が9月末まで延長されたほか、上限額が15,000円に引き上げられております。

貴職におかれましては、傘下の建設業者等に当該取組について周知を徹底していただきますようお願いいたします。

以上

資金繰り関係

建設業向け金融事業 [別添①、②]

- 地域建設業経営強化融資制度
 - ・公共工事請負代金債権を譲渡担保とすることで融資を受けられます。
 - また、工事の出来高を超えた分の融資について保証会社による保証が受けられるようになります。
- 下請債権保全支援事業
 - ・下請企業が元請企業に対して有する工事請負代金等の債権の支払をファクタリング会社が保証します。また、一部のファクタリング会社は手形の買い取りにも対応しており、早期に資金化することが可能となります。

<金融支援事業について> <https://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/index.html>

支援内容一覧 [別添③]

セーフティーネット保証4号・5号の対象拡大 [別添④]

- ・売上高が前年同月比▲20%以上(4号)、▲5%以上(5号)減少等の経営の安定に支障が生じている中小企業者は、信用保証協会などによる保証(※)を受けることができます。

(※)一般保証とは別枠(2.8億円)で、4号100%、5号80%保証

4号保証【地域指定】・・・3/23に47都道府県が指定

5号保証【業種指定】・・・5/1より全業種が指定

緊急保証制度の適用 [別添⑤]

- ・セーフティネット保証とはさらに別枠(2.8億円)で、全国・全業種を対象に100%保証を受けることができます。

⇒セーフティネット保証枠と併せて最大5.6億円の信用保証別枠の確保が可能

民間金融機関における実質無利子・無担保融資 [別添⑥]

- ・都道府県等による制度融資を活用して、民間金融機関にも実質無利子・無担保・据置最大5年・保証料減免の融資を拡大。さらに、信用保証付き既往債務も制度融資を活用した実質無利子融資に借換可能。

<対象要件>セーフティネット保証4号・5号・危機関連保証の適用要件と連動した売上高等の減少を満たせば、保証料補助と利子補給を実施。

※2次補正で利子上限額が引き上げ

セーフティーネット貸付の要件緩和 [別添⑦]

- ・一時的に資金繰りに著しい支障を来している等の要件を満たす中小企業者は、日本政策金融公庫などによる融資を受けることができます。

無利子・無担保融資 [別添⑧～⑪]

※2次補正措置あり

- 日本政策金融公庫及び沖縄公庫による新型コロナウイルス感染症特別貸付
 - ・信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。
- 商工中金による危機対応融資
 - ・商工組合中央金庫が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者に対し、危機対応融資による資金繰り支援を実施。
- マル経融資の金利引下げ(新型コロナウイルス対策マル経)
 - ・商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫等が無担保・無保証人で融資を行う制度。
- 特別利子補給制度
 - ・日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」等もしくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者等のうち、売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を実施。

日本公庫等の既往債務の借換 [別添⑫]

※2次補正措置あり

- ・日本政策金融公庫等の新型コロナウイルス感染症特別貸付や商工中金等の危機対応融資について、各機関毎に、既往債務の借換も可能とし、実質無利子化の対象。

小規模企業共済制度の特例緊急経営安定貸付等 [別添⑬]

- ・(独)中小企業基盤整備機構が経営の安定を図るための事業資金を貸付ける制度、貸付利率の無利子化、据置期間の設定、償還期間の延長などの貸付要件が緩和。

経営セーフティ共済の特例措置 [別添⑭]

- ・取引先の倒産時に、無担保・無保証人で掛金の最高10倍まで借入れできる制度。

DBJ・商工中金による危機対応融資 [別添⑮]

- ・業況が悪化した事業者に対し、危機対応業務による資金繰り支援を実施。

中小企業向け資本性資金供給・資本増強支援事業 [別添⑯]

新規

- ・キャッシュフローが不足するスタートアップ企業や一時的に財務状況が悪化し企業再建に取り組む持続可能な企業に対して、民間金融機関や投資家からの円滑な金融支援を促しつつ、事業の成長・継続を支援

個人向け緊急小口資金等の特例 [別添⑰]

- 給付対象者：一時的な資金が必要な方(主に休業された方)が対象
- 貸付上限：学校休業、個人事業主等の場合、20万円以内(その他、10万円以内)
- 償還期限：2年以内 ■貸付利子：無利子

【新型コロナウイルス対策】 建設業関係 支援策② (二次補正後)
資金繰り関係
税制関係
納税の猶予の特例【国税・地方税】 [別添⑱]

- ・2月以降、売上が減少(前年同月比▲20%以上)したすべての事業者について、無担保かつ延滞税なしで納税が猶予されます。
- ・法人税や消費税、固定資産税など、基本的にすべての税が対象。

欠損金の繰戻し還付 [別添⑲]

- ・資本金1億円以下の中小企業は、前年度黒字で今年度赤字の場合、前年度に納付した法人税の一部還付を受けることができます。
- ・今般、本制度の適用対象を、資本金10億円以下の中堅企業にも拡大。

固定資産税等の軽減 [別添⑳]

- ・中小企業・小規模事業者の税負担を軽減のため、事業者の保有する設備や建物等の2021年度の固定資産税及び都市計画税を、事業収入の減少幅に応じ、ゼロまたは1/2とします。

簡易課税制度の適用に関する特例 [別添㉑]

- ・影響による被害を受けたことにより、簡易課税制度の適用を受ける(又はやめる)必要が生じた場合、税務署長の承認を受けることにより、その被害を受けた課税期間から、簡易課税制度の適用を受ける(又はやめる)ことができます。
- ※特例として、課税期間の開始後であっても選択が可能。

<税制関係特例について> https://www.mof.go.jp/tax_policy/keizaitaisaku.html

雇用対策関係
雇用調整助成金 (緊急雇用安定助成金)
[別添㉒-1] (詳細は[別添㉒-2])
拡充

- ・経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成するもの。今般、助成内容・対象が大幅に緩和。

■助成内容・対象

- 休業手当に対する助成率を引き上げ(中小企業4/5、大企業2/3)
- 解雇等行わない場合、助成率の上乗せ **中小企業10/10**、大企業3/4)
- 雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象 など

■受給要件

- 支給限度日数は通常1年間で100日までであるが、緊急対応期間(4/1~**9/30**)は、年間支給限度日数とは別に本助成金が利用可能
- 生産指標の要件を緩和
- 事業所設置後1年未満も対象 など

■主な2次補正拡充内容

- ・**上限額が1人1日当たり1万5000円まで拡充、出向期間の条件が緩和**
- ・**上記赤字部(解雇等を行わない中小企業の助成率の拡充、対応期間延長)**

※学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当も、「緊急雇用安定助成金」の支給対象となります、詳細は下記参照ください。

<雇用調整助成金について> https://www.mhlw.go.jp/stf/press1401_202005061030_00004.html

小学校休業等対応助成金 [別添㉓]

- ・小学校等の臨時休業等に伴い、その小学校等に通う子どもの世話が必要な、
①労働者(保護者)に対し、有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主に助成
②委託を受けて個人で仕事をする方(保護者)に対し、就業できなかった日について支援の2種類あり。

■給付額
①【事業主向け】

有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額 × 10/10

※支給上限は1日あたり8,330円(令和2年4月1日以降取得の休暇分は15,000円)

②【個人向け】

就業できなかった日について、1日あたり4,100円定額

※令和2年4月1日以降の日については、1日あたり7,500円定額

■給付対象者

①【事業主向け】子ども(※)の世話を保護者として行う必要となった労働者に対し、労基法上の年次有給休暇とは別途、有給休暇を取得させた事業主

②【個人向け】子ども(※)の世話をを行う必要となった保護者で、一定の要件(個人で就業予定、業務委託契約等に基づき報酬が支払われている)を満たす方

(※)A: 臨時休業等した小学校等に通う子ども

B: 感染などにより休む必要がある子ども

<小学校休業等対応助成金について> <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000625688.pdf>

【新型コロナウイルス対策】建設業関係 支援策③ (二次補正後)

給付金関係

持続化給付金 [別添⑳-1]

(詳細は、中小法人等向け[別添⑳-2]、個人事業者等向け[別添⑳-3])

・特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給。

■給付額

・法人は200万円、個人事業者等は100万円（昨年1年間の売上からの減少分を上限）

■給付対象者

・新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が全年同月比で50%以上減少

<計算方法>

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上 × 12か月)

・事業収入を得ている中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等

<持続化給付金について> <https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>

新型コロナウイルス感染症対応
休業支援金特別定額給付金 (仮称)

新規

・新型コロナウイルス感染症等の影響により事業主が休業させ、休業期間中に休業手当を受けることができなかった被保険者に対し、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金を支給する事業を実施。

■給付額

中小企業の被保険者に対し休業前賃金の80%(月額上限33万円)を休業実績に応じて支給

※なお、本給付金等に係る雇用保険法の臨時特例等に関する法律案が成立したところではありますが、詳細な内容はまだ公表されておきませんので、後日更新されましたらご案内いたします。

法案については、下記参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000637670.pdf>

家賃支援給付金 (仮称) の創設 [別添㉑]

新規

・5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃(賃料)の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して「家賃支援給付金」を支給。

■給付対象者

・テナント事業者のうち、中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、5~12月において以下のいずれかに該当する者

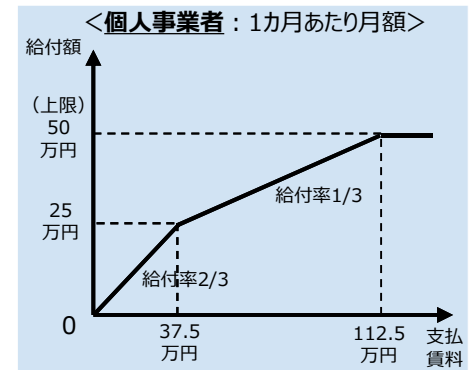
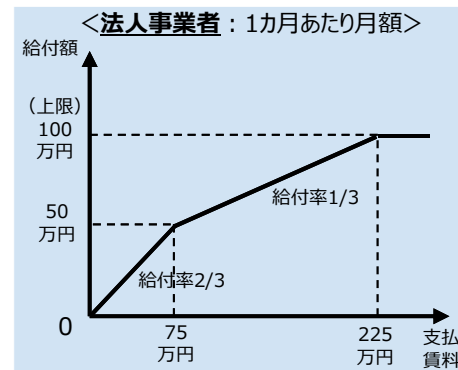
①いずれか1か月の売上が前年同月比で50%以上減少

②連続する3か月の売上が前年同期比で30%以上減少

■給付額・給付率

・申請時の直近の支払賃料(月額)に基づいて算出される給付額(月額)を基に、6か月分の給付額に相当する額を支給。

→法人は最大600万円、個人事業者は最大300万円



<特別家賃支援給付金について> <https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

特別定額給付金 [別添㉒]

■給付額

・給付対象者1人につき10万円

■給付対象者

・基準日(令和2年4月27日)において住民基本台帳に記録されている者

※収入による条件はありません。

<特別定額給付金について> <https://www.kyufukin.soumu.go.jp>

【新型コロナウイルス対策】建設業関係 支援策④ (二次補正後)

その他(事業再開・設備投資等)支援関係

生産性革新推進事業による

事業再開支援パッケージ [別添⑲]

拡充

・「通常枠」に加え、新型コロナの影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者を対象に「特別枠」を設け、事業再開を強力に後押しするため、「事業再開支援パッケージ」として業種別ガイドライン等に基づいて行う取組への支援を拡充。

補助上限・補助率	通常枠	特別枠(類型A)	特別枠(類型B又はC)
持続化補助金 (販路開拓等)	50万円・2/3	100万円・2/3	100万円・ 3/4
【事業再開枠】50万円・定額(10/10) ※			
ものづくり補助金 (設備導入)	1,000万円・ 1/2(小規模2/3)	1,000万円・2/3	1,000万円・ 3/4
【事業再開枠】50万円・定額(10/10)			
IT導入補助金 (IT導入)	450万円・1/2	450万円・2/3	450万円・ 3/4

※事業再開枠の補助額は、総補助額の2分の1以下であること

【事業再開の枠の対象】

業種別ガイドライン等に基づく、以下の感染防止対策

- ・消毒、マスク、清掃
- ・飛沫防止対策(アクリル板・透明ビニルシート等)
- ・換気設備
- ・その他衛生管理(クリーニング、使い捨てアメニティ用品、サーモカメラ、キーレスシステム等)
- ・掲示・アナウンス(従業員・顧客に感染防止を呼びかけるもの)

【特別枠の申請要件】

補助経費の1/6以上が、下記のいずれかに合致する取組であること

- ・**類型A: サプライチェーンの毀損への対応**
(例) 部品調達困難による部品内製
- ・**類型B: 非対面型ビジネスモデルへの転換**
(例) 自動精算機、キャッシュレス決済導入
- ・**類型C: テレワーク環境の整備**
(例) WEB会議システム等の導入

<中小機構・生産性革新推進事業ポータルサイト> <https://seisansei.smrj.go.jp/>

厚生年金保険料等の猶予制度 [別添⑳]

- ・厚生年金保険料等を一時に納付することにより、事業の継続等を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは、換価の猶予又は納付の猶予が認められる場合があります。
- 猶予された金額を猶予期間中に各月に分割して納付することになります。
- 財産の差押えや換価(売却等現金化)が猶予されます。
- 猶予期間中の延滞金が一部免除されます。

・また、国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料(税)について、特別な理由がある者については、条例等の定めるところにより、保険者の判断で、徴収猶予を行うことが可能。

働き方改革推進支援助成金 [別添㉑]

・新たにテレワークを導入した中小企業事業主等に対して、テレワーク用通信機器の導入等に係る経費について助成。

中小企業強靱化対策事業 [別添㉒]

- ・中小・小規模事業者に対して、感染症対策を始めとする自然災害等への事前対策に係る「事業継続力強化計画」を含むBCPの策定を支援。
- 新型コロナウイルス感染症を含む自然災害等へ備えるための「事業継続力強化計画」の策定を支援
- 認定を受けた事業者は、税制優遇や金融支援などを受けることが可能
<事業継続力強化計画について>
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>

税制関係

固定資産税の特例の拡充・延長 [別添㉓]

- ・中小企業・小規模事業者が新たに投資した設備については、自治体の定める条例に沿って、投資後3年間固定資産税が減免(※)されますが、本特例の適用対象に、事業用家屋と構築物を追加するとともに、2021年3月末までとなっている適用期限が2年間延長。
- ※通常、評価額の1.4%のところ、投資後3年間、ゼロ〜1/2軽減(軽減率は、各自治体によって異なります)

中小企業経営強化税制の拡充、運用の弾力化 [別添㉔]

- ・新型コロナの拡大により顕在化した社会的課題に対応する非対面・非接触ビジネスを促進するため、中小企業経営強化税制に新たな類型を追加。
- ・事業プロセスの①遠隔操作、②可視化、③自動制御化を可能とする設備投資に対し、即時償却または7%の税額控除を認める。
- ※本特例の適用には、経営力向上計画の認定を受ける必要
- ・また、設備取得から経営力向上計画の申請(受理)までの期間が60日を超過する場合であっても、令和2年9月30日までの期間は申請を受理することします。
- <経営力向上計画について> <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

少額減価償却資産の特例 [別添㉕]

- ・中小企業は、30万円未満のテレワーク用設備(パソコンやソフトウェア)について、全額損金算入することが可能。

雇用調整助成金及び持続化給付金の活用について (6月19日現在)

※5月1日からの主な変更点に下線

雇用調整助成金

○雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

○今般の新型コロナウイルス感染症により影響を受ける事業主を支援するため、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主を対象に雇用調整助成金の特例措置の更なる拡大が行われております。

- ・休業手当に対する助成率の引き上げ（中小企業4/5、大企業2/3）
- ・解雇等を行わず、雇用を維持している場合の助成率の引き上げ（中小企業10/10、大企業3/4）

※ただし、1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高額15,000円（令和2年6月15日時点）を上限額とする

- ・教育訓練を実施した場合の加算額の引き上げ（中小企業2,400円、大企業1,800円）等
- ※システムの不具合により、「雇用調整助成金等オンライン受付システム」は受付を停止しております。（6月15日現在）

申請をお急ぎの場合は、お手数をお掛けいたしますが、郵送又は最寄りの助成金センター又はハローワークにご提出下さい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

○雇用調整助成金の具体的な申請手続等については、以下の資料をご参照ください。

- ・雇用調整助成金ガイドブック（簡易版）（6月12日現在）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000636721.pdf>

＜支給対象となる事業主＞P.3～

※有給休暇は対象外となります。

※前年同期や前々年同期1ヶ月と比較できない又は比較しても指標が5%以上減少せず、要件を満たさない場合は、計画届を提出する月の前年同月から計画届を提出月の前々月までの間の適当な1ヶ月との比較が可能となります。

＜支給の対象となる期間と日数＞P.5～

＜支給対象となる休業＞P.6～

＜追加支給＞P.7～

○6月12日付の特例措置により、助成金の「上限額の引き上げ」と「助成率の拡充」を令和2年4月1日から適用するため、既に支給決定を行っている事業主などに対して、追加の助成額を支給。

- ①支給申請済で支給未決定の事業主：追加支給の手続きは不要。差額（追加支給分）も含めて支給。
- ②すでに支給決定された事業主：追加支給の手続きは不要。すでに支給した額との差額は令和2年7月以降に支給。

③支給申請済の事業主で、過去の休業手当を見直し、従業員に対し、追加で休業手当の増額分を支給した事業主：追加支給の手続きが必要。令和2年9月30日までに、「再申請書（様式）」「支給要件確認申立書（様式）」「支給決定通知書の写し」、「増額した休業手当・賃金の額が分かる書類」、「休業させた日や時間が分かる書類（対象労働者を増やした場合）」を提出。

<支給申請に必要な書類>P.9

<申請のための具体的な記載例>P.12～

- 動画による紹介

<https://www.youtube.com/watch?v=EQfBvFVI7as>（前編）

<https://www.youtube.com/watch?v=XVcfLhVmh30>（後編）

- 雇用調整助成金FAQ（5月29日現在版）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000635723.pdf>

- お問い合わせ窓口一覧

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10702.html

○事業の継続のためにも雇用の維持が重要ですので、雇用調整助成金を活用して、雇用の維持に努めて頂くようお願い致します。

○なお、解雇して失業給付を受けた方が従業員にとってメリットがあるという判断をした他業種の事業者があるとの報道もありますが、

- 従業員は、休業の場合は休業手当、解雇された場合は雇用保険の基本手当を受けることとなりますが、休業手当は「休業前3か月の平均賃金」を、雇用保険の基本手当は「離職前6か月の平均賃金」を基礎として算定され、足下の業績悪化の賃金への影響の程度や個々の従業員の年齢や収入等によるため、雇用保険の基本手当を受ける方が従業員にとってメリットがあるという判断は必ずしも正しくありません。
- 解雇の場合、国民健康保険・国民年金加入に伴う手続上の負担の発生や、将来受給できる報酬比例部分の年金額の減少など、解雇にともないデメリットが生じることもあります。また、雇用保険の基本手当の受給を目的として再雇用を前提とした解雇を行う場合は、支給対象とならないおそれもあります。
- 解雇については、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当と認められない場合には、解雇が無効になることとされているほか、やむを得ず解雇をする場合であっても、原則として、少なくとも30日前に解雇の予告をするか、解雇予告手当（30日分以上の平均賃金）を支払うことが必要です。
- このため、まずは、雇用調整助成金を活用し、雇用継続の努力が十分になされることが大変重要です。

持続化給付金

○新型コロナウイルス感染症の拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧として頂くため、事業全般に広く使える持続化給付金が創設され、本給付金は元請・下請の別なく、また、一人親方を含む個人事業者も対象となります。

<給付額>法人200万円、個人事業者100万円

<支給対象>

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大影響等により、前年同月比（※）で事業収入が50%以上減少している者

（※）対象月は、2020年1月から申請する月の前月までの間で、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月のうち、ひと月を申請者が任意に選択できます。

（※）月当たりの収入の変動が大きい事業者については、少なくとも2020年の任意の1か月を含む連続した3か月（対象期間）の事業収入の合計が、前年同期間の3ヶ月の事業収入の合計と比べて50%以上減少していること等を条件とする特例を使用することが可能。

詳細については、

- ・中小法人は次頁に記載する『持続化給付金申請要領 中小法人等向け（速報版）（5月9日現在）』P.27～28
- ・個人事業者は『持続化給付金申請要領 個人事業者等向け（速報版）（5月9日現在）』P.31

をご参照下さい。

（※）持続化給付金ホームページのダウンロード画面掲載のエクセルにて、給付額算定シミュレーションが可能です。

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/downloads/>

- ・資本金10億円以上の大企業を除き、中堅企業、中小企業、小規模事業者、一人親方を含む個人事業者を広く対象

○経済産業省は、5月1日（金曜日）より、「持続化給付金」の申請受付を開始しました。

「持続化給付金」の事務局ホームページから、申請いただけます。

<https://www.meti.go.jp/press/2020/05/20200501003/20200501003.html>

持続化給付金のホームページで電子申請をすると、事務局で申請内容を確認し通常2週間程度で入金されます。

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

※給付金の申請期間は令和2年5月1日（金）から令和3年1月15日（金）までとなります。

電子申請の送信完了の締め切りが、令和3年1月15日（金）の24時までとなります。

○また、経済産業省・中小企業庁は、4月27日（月）に持続化給付金の申請要領等（速報版）を公表しました。本動画では、申請要領（速報版）に記載している内容のうち、申請方法の流れについて解説しております。

<https://mirasapo-plus.go.jp/infomation/5364/>

・ 持続化給付金申請要領 中小法人等向け（速報版）（5月9日現在）

https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin_chusho.pdf

<概略（申請の流れ等）>P.3～

<申請フォームに入力する情報（例）>P.4

売上情報

- 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間事業収入
（2019年度か2018年度の金額）
- 決算月（1月～12月）
- 対象月の月間事業収入（2020年度の売上減少月の収入）
- 直前の事業年度対象月の月間事業収入

添付書類

- ①確定申告書別表1の控え（1枚）及び法人事業概況説明書の控え（2枚）の計3枚
※確定申告書別表一の控えには収受日付印が押されていること
- ②対象月の月間事業収入がわかるもの
※売上台帳、帳面その他の対象月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類を原則とする

<支給対象者・不給付要件>P.6

※申請時に休業中の場合でも、事業を再開する意思があれば給付対象となる。

<申請期間・方法>P.7

<給付額の算出例>P.9～

<申請の入力情報、添付書類等>P.13～

<申請のための具体的な記載例>P.14～

・ 持続化給付金申請要領 個人事業者等向け（速報版）（5月1日現在）

https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin_kojin.pdf

<概略（申請の流れ等）>P.3~

<申請フォームに入力する情報（例）>P4.

売上情報

- 2019年の年間事業収入
- 対象月の月間事業収入（2020年の売上減少額の金額）
- 2019年の対象月と同月の月間事業売上
→【申請金額】（＝給付見込額）は自動計算されます

添付資料

①-1 青色申告の場合 計3枚（aのみ1枚も可）

(a) 2019年分の確定申告書第一表の控え（1枚）

及び

(b) 所得税青色申告決算書の控え（2枚）

※(aのみを提出する場合は、P10を要確認)

①-2 白色申告の場合 計1枚

2019年分の確定申告書第一表の控え（1枚）

※確定申告書第一表の控には収受日付印が押されていること

②対象月の月間事業収入がわかるもの（2020年〇月と明確に記載されている）

※売上台帳、帳面その他の2020年分の確定申告の基礎となる書類を原則とする

<支給対象者・不給付要件>P.6

※申請時に休業中の場合でも、事業を再開する意思があれば給付対象となる。

<申請期間・方法>P.7

<給付額の算出例>P.9~

①-1 青色申告の場合

前年同月比で売上が50%以上減少している月の月間事業収入を比較する。

※ただし、青色申告を行っている者で、

- ①所得税青色申告決算を提出しない者（任意）
- ②所得税青色申告決算書に月間事業収入の記載がない者
- ③相当の事由により当該書類を提出できない者

は、白色申告を行っている者等と同様、2019年の月平均の事業収入と対象月の月間事業収入を比較する。

①-2 白色申告の場合

前年度の月平均の事業収入（年間事業収入の平均÷12月）と、収入額が50%以上減少した月の月間事業収入を比較する。

<申請の入力情報、添付書類等>P.13~

<申請のための具体的な記載例>P.14~